

児童文化センターの管理・運営を NPO法人に委託することにより、 経費の合理化と事業内容の改善を実現

池田市

〇 取組の概要

市の行財政改革推進の過程において、2館あった市（教育委員会）直営の児童文化センターの内の1館を、NPO法人に委託することで、経費の節減とサービスの向上に成功。

〇 池田市の概要



池田市の概要

市役所所在地

●大阪府池田市城南1-1-1

人口

●99,224人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

○ 取組について

1. 取組の背景

- ・ 財政危機の原因の一つは、行政による直営のサービス供給体制にあるとの認識のもと、「新行革大綱」（平成 12 年 8 月）、「新行革大綱アクションプラン」（平成 15 年 5 月）を策定し、外部委託・公設民営化を積極的に推進している。
- ・ この流れの中で、下記のような経緯のもと、NPO 法人への委託となった。
- ・ 平成 12 年 8 月：市民を含む「公共施設再評価委員会」より、「水月児童文化センター」の運営の在り方を検討すべきとの提言を受ける。
- ・ 平成 12 年 12 月：同市の児童文化センター条例の一部を改正し、「その管理を公共的団体に委託することが出来る」という 1 条を追加。
- ・ 平成 12 年 12 月～：外部委託に向けて職員組合との交渉を開始。
- ・ 平成 13 年 4 月：市民が主体となって行う公益活動の促進に当たっての基本理念、基本的施策等を定める「公益活動促進に関する条例」を施行。
- ・ 平成 13 年 8 月～ 9 月：「水月児童文化センター」の運営公募。上記条例に基づく登録団体の中から、応募のあった 2 団体を審査会にかけて 1 団体を選定。
- ・ 平成 13 年 10 月：「水月児童文化センター」の管理運営を NPO 法人「北摂こども文化協会」に委託。

2. 取組の具体的内容

<概要>

- ・ 同市の運営する児童文化センターの内の 1 館（「水月児童文化センター」）を NPO 法人（「北摂こども文化協会」）に運営委託。所長は市職員で 2 館を兼務。

水月児童文化センター入り口



（資料）水月児童文化センター web サイトより

水月児童文化センター概要

- ・ 名称： 池田市立水月児童文化センター
- ・ 目的： 情操の涵養、科学知識の普及、生活指導の実施及び少年団体の育成・活動の場として、少年の健全な自発活動の促進を図ることを目的に設置
- ・ 施設規模： 鉄筋コンクリート2階建、延床面積 580.49 m²
 - (1階) 多目的ホール、親子遊戯室、事務室、創作室
 - (2階) 図書・談話コーナー、ビデオ劇場室、実習室

3. 取組にかかる事業費

- ・ 年間約 20,000 千円の運営委託費
 - 人件費（理事長 1 名、常務理事 1 名、事務局長 1 名、事務局次長 1 名、事務局員 4 名） 15,700 千円
 - 事業費（施設において市からの委託で行われている各種事業） 1,300 千円
 - 需要費（光熱水費、消耗品 等） 1,300 千円
 - 役務費（通信運搬、保険料 等） 300 千円
 - 委託料（清掃、警備） 900 千円
 - 使用料及び賃借料（機器借り上げ、テレビ受信料 等） 500 千円

4. 取組の体制

- ・ 平成 16 年 4 月より、NPO 法人を指定管理者に指定
NPO との連絡調整は、所長（もう一箇所の児童文化センターと兼務。課長級。）を通じて行っている。

5. 取組の成果

○経費削減

- ・ 従来まで、「水月児童文化センター」の運営経費は、物件費（4,000 千円）と人件費（31,000 千円）で約 35,000 千円を要していたが、これを同法人に委託することで、約 15,000 千円を削減した。

○事業数の増加

- ・ 市が直営で運営していた際には、年間で約 110 事業、延べ 330 回の催し等（講座、展覧会他各種イベント）を開催していた。同法人に運営を委託した後は、それぞれ、120 事業、延べ 360 回となり、経費を節減する一方で事業規模の拡大が実現した。なお、この内、約 20 の事業は新規事業である。
- ・ また、利用者である市民からも非常に好評である。

○入館者の増加

入館者数の平均は、市直営時、約 1,850 人／月であったところ、同法人の運営以降は、2,200 人／月と、約 20%増加した。（但し、入館者数の増加は、同法

人への運営委託の前からの傾向であり、その他の要因も関係していると考えられる。)

6. 今後の課題

- ・ 現状、同法人の運営内容を監督する市役所側の職員は、実質的には 1 名である。今後、NPO の士気を低下させずに、かつ施設の設置目的に合致した運営を確保するため、どの程度まで行政が管理・監督するかが課題となる（行政の関与の範囲、程度、タイミング等について）。